

国土交通省独立行政法人評価委員会建築研究所分科会（第14回）

平成23年2月15日

【事務局】 お二方おみえになっていない委員の方がいらっしゃいますが、ご出席というご連絡をいただいております。時間も過ぎましたので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会建築研究所分科会を始めさせていただきたいと思います。委員の皆様方にはお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私、国土交通省大臣官房技術調査課の溝口でございます。

それでは、まず新しい委員の方のご紹介をさせていただきたいと思います。昨年夏前にご退任された三井所臨時委員のところが空席になってございました。今回から新たに千葉大学大学院教授でいらっしゃいます安藤先生をお願いいたしました。安藤先生、よろしくをお願いいたします。

【委員】 安藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】 本日はお二方遅れていらっしゃいますが、委員7名全員のご出席というご連絡をいただいております。国土交通省独立行政法人評価委員会令に規定する定足数であります過半数の出席要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元に議事次第がございますが、本日の議事は3つございます。1つ目が「中期目標・中期計画の策定の進め方について」、2つ目が「次期中期目標（案）等について」の意見聴取、3つ目が「役員給与規程の一部改正について」の意見聴取でございます。議事次第の次のページに委員名簿、その次に配付資料一覧がございます。本日の資料の確認でございますけれども、資料1-1から資料5までが本資料でございます。それから参考資料が1から3まで3つございます。大変多くなっております。もし資料に不足がございましたら、お気づきになられた時点で事務局にお申しつけください。

それでは、続きまして、技術調査課長、横山からごあいさつを申し上げます。

【横山課長】 事務局の技術調査課の課長をしております横山と申します。

本日は大変お忙しい中、また年度末の中、各委員の皆様にはこの建築研究所の分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。建築研究所につきましては、ご案内のとおり、この3月で現在の第2期中期目標・中期計画期間が終了ということになります。したがって、現在、次の第3期中期目標・中期計画の策定に向けて取り

組んでいるところがございます。この中期目標・中期計画の策定に関しましては、現在2つの動きがございます。1つは昨年の11月でありますけれども、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして、研究業務の重点化、業務の効率化、効果的な実施ということを念頭に置いた「勧告の方向性」が取りまとめられたところです。もう1つはこれとは別の動きでありますけれども、昨年の12月に、すべての独法を対象として「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、これは事業仕分けの流れを受けたものですが、この基本方針が閣議決定をされているということで、2つの大きなものが昨年の終わり頃に出されているというところがございます。

本日はこういう2つの動きも踏まえながら、23年度が初年度になります次の5年間を目指した中期目標・中期計画をつくるということでございますが、中期目標につきましては国土交通大臣から建築研究所へ指示をして、それを受けて中期計画をつくっていくということになりますので、本日は中期目標の案につきまして事務局からご説明させていただきますけれども、委員の皆様からご意見をいただきたいというのが一番大きな議題でございます。またあわせまして、この中期目標を受けてつくる中期計画の素案についても、今日ご議論をいただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はそういう議題で進めさせていただきたいと思いますが、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと、お願いをしたいと思います。このことをお願いして冒頭のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

【事務局】 それでは、これからの進行につきまして、西川分科会長にお願いしたいと思います。西川分科会長、よろしくお願いをいたします。

【委員】 分科会長を務めさせていただいております西川と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

安藤先生は今回がはじめてになります。昨年の8月の評価委員会のときに、次期中期計画の策定に関して委員の先生方のご意見をお伺いしようというお話をさせていただいていたところですが、本日その機会が来まして、意見聴取ということですので、ぜひ忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

それでは議事の1つ目でございます。中期目標・中期計画の策定の進め方についてというところに入りしたいと思います。まず事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、中期目標・中期計画の策定の進め方について資料1-1から資料1-4まで一括してご説明させていただきたいと思っております。まず資料1-1、カラーの

1枚紙、A4判でございます。左側のほうに研究開発独法を取り巻く状況として今の状況をご説明させていただきたいと思っております。

大きな1つ目が政府における科学技術政策に関連する動きということですが、大きく2つあるのかなと思っております。1つ目が昨年の6月に閣議決定されました新成長戦略でございます。この中にはいろいろな政策が盛り込まれているわけですが、ここに「・」で書いてございますように、例えば2つ目の住宅・オフィス等のゼロエミッション化、あるいは中古住宅の流通市場、リフォーム市場の環境整備、あるいは日本の「安全・安心」等の技術のアジアそして世界への普及といったものが位置づけられてございます。それからその次の②でございますが、第4期の科学技術基本計画。これは政府全体でつくる計画でございますが、それについての動きがございます。3月の閣議決定に向けまして、この間の年末、総合科学技術会議から答申がございました。その中に盛り込まれている内容としまして、ここで2つ目の「・」でございますが、住宅及び建築物の高断熱化など省エネ技術の開発・普及、あるいは3つ目でございますが、防災・減災に関する研究開発、あるいは住宅・社会資本ストックの高度化、長寿命化、それからアジア諸国との科学技術協力の強化といったことが盛り込まれているということでございます。こういった動きも踏まえまして、今回の中期目標・中期計画を策定していきたいと考えてございます。

それから左の下半分でございますが、研究開発法人の見直しの動きが大きく3つ、①、②、③とございますが、1つ目が総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、通称「政独委」と呼んでおりますが、こちらで独法通則法に基づきまして5年間の中期目標期間が終了する独法に対しての見直しの方向性について、ご意見をいただいているということでございます。それから2つ目が、行政刷新会議を中心とした動きでございますが、年末に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されてございます。これは毎年やっているものではなく、今回政府の全独法を対象にこういった見直しの基本方針が示されたということでございます。それから一番最後の③でございますが、これは今回の中期目標とは直接関係はないんですけども、研究開発を担う法人について、仮称ではございますが、国立研究開発機関制度を新たに検討するべきではないかということで議論がされているという状況でございます。

こういった状況を受けまして右でございますが、中期目標期間の終了時の検討ということで、夏にはこの分科会でもご意見賜りましたが見直し当初案ということで国交省から示しております。それから政独委からの勧告の方向性を踏まえて、12月に国土交通省とし

で見直しの方針を出してございます。こういったものを踏まえながら中期目標・中期計画を策定していくということでございます。

その次の資料1-2をごらんください。資料1-2で進め方についてフローで書いてございます。一番左の列が建築研究所、真ん中の列が国土交通大臣、それから一番右が独立行政法人の評価委員会でございます。真ん中の一番上の国土交通大臣のところでございますが、中期目標の策定と書いてございます。この中期目標を策定するに際しましては、右にあります、①意見聴取と書いてございます。独立行政法人評価委員会のご意見を聞くということでございます。この意見をお聞きしながら中期目標を策定して、それを左にあります建築研究所に指示をするという流れになってございます。建築研究所は中期目標を受理しまして、それに基づいて中期計画の策定を行います。それを国土交通省に認可の申請をして、その際にもこの独法評価委員会に中期計画についての意見聴取を行うという流れになってございます。本日の議論はこの一番上の行のところでございますが、分科会からご意見をいただくというところで、この赤丸をしているところでございます。なお、中期計画につきまして、中段でございますが、これにつきましては、本来、中期目標を策定してから中期計画を策定するという流れでございますが、本日は素案という形で中期計画の資料をつけさせていただいております。この中期計画の素案についてもご議論いただきたいと思っております。

それからその次の資料1-3でございます。スケジュールでございます。今申しました流れをスケジュールに落としたものでございます。3段目のところに書いてございますが、赤枠で囲ったところ、本日2月15日でございますが、この建築分科会におきまして、中期目標（案）についての意見聴取をさせていただくということでございます。今後の予定ですが、財務大臣協議、こういった関係省庁の協議といったものが今始まっておりまして、そういったものを経ながら、中期目標を定めて国土交通大臣から建築研究所へ指示するというところでございます。3月2日までに建築研究所から国土交通大臣への中期計画を提出しなければならない。これは通則法等で30日前までに提出すると決められておりまして、そういったことから2月中には中期目標を定めて建築研究所へ指示する必要があるというスケジュールになってございます。下にまいります、中期計画の提出を国土交通省が受けましてから、それにつきまして再度と申しますか、3月8日にこの分科会を開かせていただきまして、そこでは中期計画案という形でご意見をお聞きしたいということでございます。それを3月中に認可しまして、4月1日からの次期中期目標期間に入っていくと

いうことでございます。

続いて資料1-4でございます。先ほど申し上げました独法の見直しに関する指摘事項ということで、大きく総務省政独委のご指摘と、あと行政刷新会議を中心とする閣議決定の指摘事項等がございます。1ページ目はこの総務省の政独委からいただいている指摘事項でございます。かいつまんでお話ししますと、第1の1のところでございます研究業務の重点化というところで申しますと、建築研究所の研究業務について民間ではできないような技術基準の策定に反映するための研究といったものにしっかり重点化していくべきだということであるとか、真ん中の2番目でございますけれども、関連する研究を実施している大学とか民間といった研究内容を事前に把握して、重複の有無について事前に検証した上で関連研究機関と連携をしていくようにという話。あるいは、国際地震工学研修につきましては発展途上国の支援としての研修効果を定量的に明らかにしていくようにという話がございます。それから3つ目でございますが、知的財産の保有に係る経費が収入を上回っているという実態がございまして、そういったことから今後の知的財産の保有のあり方についてしっかり考えていくようにということでございます。

2枚目をおめくりいただきまして、行政刷新会議からの指摘でございます。一番最初でございますのが、大型実験施設について、研究内容に応じて他の法人が持っている施設も積極的に活用せよということでございます。それから2つ目の段落でございますが、民間や大学ではできない調査研究といったものに建築研究所はしっかり特化した上で研究内容の重複排除をしていきなさいということでございます。それからなお書きで書いてございますが、国土交通省が所管する建築研究所を含めまして6研究開発法人と国総研の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、抜本的にそのあり方を見直すということで、このなお書きにつきましては、この閣議決定の改革の第2段階として政府全体でこれから独法の制度、組織の見直しの検討を今後進めるということにされておまして、これからこういった検討が始まっていくという状況でございます。それから最後、組織体制の整備でございますが、案件の選定等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映していくという話でございます。

今、主だったものについて抜粋してご説明しましたが、指摘事項の本文につきましては、本日の資料の参考資料1、参考資料2としてお配りさせていただいているところでございます。以上、資料1-1から1-4まででございますが、これからの策定の進め方についてのご説明、以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。ただいまの中期目標案から中期計画策定までのプロセスについてご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございましたらお願いします。具体的な流れは資料1-3を見ていただければ一番おわかりかと思います。また何かございましたら後でお願いいたします。

それでは、2つ目の議題でございますけれども、次期中期目標（案）等についてに移らせていただきます。本日の主たる議題でございますけれども、次期中期目標（案）についてご説明をいただきたいと思っております。これは多分中期目標と、それから中期計画素案についてもご説明いただくと思っておりますが、よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、資料2、A3の横のカラーのものでございますが、2枚紙でございます。こちらのほうで1枚目が中期目標の全体像、2枚目が中期計画の全体像でございます。ざっとご説明させていただきたいと思っております。

資料2の1枚目でございます。まず中期目標でございますが、大きく赤字で書いてございます、赤の色がついてございますが、研究開発の方針であるとか、あるいはそれを効果的に進めるための措置といったものが赤字あるいはオレンジ色で書いているところでございます。それから一番右側の列でございますが、業務運営の効率化に関する事項といったものから構成されているということでございます。中身につきまして、研究開発の方針の前に、まず先ほどの行政刷新会議等でも指摘がありましたように、建築研究所は民間等ではできない研究開発にしっかり特化していくということについて明確化しているということでございます。

それから研究開発の基本方針。一番左側の列でございますが、まず重点的研究開発を設定してございます。この重点的研究開発につきましては赤字で書いてございますが、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映し得る成果を早期に得るといったものを重点的研究開発といたしまして、これに重点化していこうということでございます。総研究費でいきますと、おおむね75%を充当していこうということで、前回の計画が70%でしたので、さらなる重点化を図っているということでございます。大きくその重点研究開発の課題としてア、イ、ウ、エの4つの課題を設定しておりまして、1つ目はグリーンイノベーション、2つ目が安全・安心。3つ目、ウがストックの維持・再生。それから4つ目が国際貢献と情報化への対応といったものを柱に据えているということでございます。

それから左下でございますが、基盤的研究開発についても、中期目標期間には基準に反

映できるような段階にはいかないけれども、そういったものを将来的に見据えながらしっかり進めていくべき基礎的・先導的な研究開発もあるということで、こういったものについてもしっかり進めていくということであります。

それから真ん中の列でございますが、研究開発を効率的・効果的に進めるための措置として、研究開発テーマの特性に応じて適切な役割分担のもとで効果的な連携、例えば共同研究といったものをしっかりと進めていくということ。それから他機関の研究内容を事前に把握しながら外部評価を行うことで、重複排除もしっかり図っていくということであります。それから、成果をより確実に社会へ還元させるという視点で、今まで事後評価で終わっていたわけですが、それを基準にどう反映されたであるとか、あるいは社会にどう使われているかという観点からの追跡評価も導入していこうということを書いております。真ん中の赤字でございますが、知的財産の適切な保有についても明確化しているということ。それから一番下でございますが、国際地震工学研修の研修効果を定量的に明確化していくということも書いてございます。

一番右側の緑色の業務運営の効率化に関してで申しますと、右下にございます赤字で書いてございますが、外部の研究機関の大型実験施設の活用も図っていくということ。それから一番右下の最後でございますが、業務のあり方の検討について、これは行政刷新会議等でも指摘されておりますが、今後の独立行政法人制度全体の見直しの議論を通じて、適切に対応していくということを記述してございます。こういった構成になってございます。

それから2枚目が中期計画でございますが、基本的にこの中期計画では研究所は中期目標で示した視点に立って具体的に達成すべき内容と数字を示すということにしてございますが、特にこの中期計画で中期目標よりさらに具体的に位置づけているところを青字で記しております。例えば左側でございますが、研究開発の基本方針の中では、先ほど4本柱と申しましたが、さらにそれをブレイクダウンしまして、青字で書いています10課題といったものを、これは後ほどご説明しますが、別表で記載をして具体的な研究開発を進めていくということで、例えばグリーンイノベーションであれば住宅・建築・都市の低炭素化の促進に資する研究開発を進めるなどといったものを進めるということでございます。

真ん中の列にいきますと、研究開発を効率的・効果的に進めるための措置としまして、競争的資金の獲得に努めていこうということであるとか、一番下にございます建築・住宅地震防災ネットワークプロジェクトに中核機関として貢献していくといったものを記していこうということでございます。

それから右の業務運営の効率化につきましては、ちょうど真ん中のほうで予算、収支計画、資金計画の欄、総事業費〇〇億円と、本日の時点で大変恐縮なんですけど、まだ数字が入ってございませんけれども、こういったものを今関係機関と調整を進めている最中でございます。下にまいりまして、施設整備計画に基づき施設の計画的な整備・更新を進めていくといったものが主な内容になっていると。これ1枚紙で全体像をざっとご説明いたしました。

続きまして、資料3-1は、この中期目標の案そのものでございます。ここでお示しましたように、6ページぐらいのボリュームになっているということでございますが、説明は、資料3-2のA3の横の大きいものでさせていただきます。これが新旧対照表になってございます。この見方でございますけれども、一番左側に便宜的に説明用の番号を振ってございます。その右側でございますが今の現行計画。現行の中期目標、平成18年から22年のものと、それからちょうど真ん中の欄、青地で書いてございますが、今回つくりかしている新たな中期目標の案でございます。こういった新旧対照でご説明していきますが、今お手元に1枚紙を配らせていただきましたが、現行の中期目標等からの主な変更点ということで、変更点がわかるように抜粋しておりますので、こちらをは横目で見ながらお願いしたいと思います。

それから資料3-2に戻りまして、2ページ目でございます。ちょうど真ん中、説明用番号の7番のところに書いてございますが、中期目標の期間について28年度までの5年間ということで定めております。それから、一番右側の備考欄でございますが、備考欄につきましては行政刷新会議あるいは総務省政独委からいただいているご指摘の事項について参考までに関連するものを書いております。こういった指摘事項も勘案しながら中期目標に盛り込んでいくということでございます。この2ページ目の下でございますが、研究開発の基本方針の中で、説明番号9番のところで書いてございます。赤字で、民間等ではできない研究開発に特化するということを明確化してございます。

続いておめくりいただいて3ページ目をごらんください。説明用番号の10番のところでございますが、①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応ということで、先ほど申し上げましたような重点的研究開発についてしっかり重点的に進めていくということを書いてございます。それに対して75%を充当すると目途にするということで明記しておりまして、ちょうど左側の欄に書いてございますが、現行計画ではそれが70%充当であったのが、これを今回75%ということでより重点化を促進させていこうということで

ございます。下にまいりまして、説明番号12番のところに赤字がずっと並んでおりますが、ア、イ、ウ、エの重点的研究開発の目標としてこのような4項目を設定してございます。先ほども申し上げましたが、ア) グリーンイノベーション。それから、イ) のほうが安全・安心。ウ) がストックの維持・再生。エ) が国際貢献と情報化への対応ということになってございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目でございます。4ページ目の一番上の13番のところでございますが、基盤的な研究開発の推進ということで、これも将来実施するような行政施策、技術基準を見据えながら、基礎的な研究に取り組んでいくことを明確化してございます。中段のところでございますが、以下の研究開発を効率的・効果的に進めるための措置ということで書いてございます。これは研究開発のテーマの特性に応じまして他機関との適切な役割分担もしながらしっかり連携を進めていくということでございます。それから4ページ目の一番下でございますが、研究評価の的確な実施ということで、ここについても充実してございます。これにつきましては、他機関との重複の排除、建築研究所が真に担うべき研究開発に取り組むという観点から、関連する研究所がやっているような研究内容を事前に把握して、外部の評価を受けながらしっかりこういったものに取り組んでいくということでございます。それから最後の行でございますが、追跡評価を導入すると書いてございます。

それから1ページ飛ばしまして6ページ目をござらんください。6ページ目の説明用番号の20番になってございますが、知的財産の話でございます。知的財産に保有コストがかなりかかっているのではないかとということがございまして、こういった知的財産を保有する目的を明確化した上で、保有コストの削減等を図ってまいりたいということを目指してございます。

それからページをおめくりいただいて7ページ目でございます。7ページ目の説明用番号の23番。ちょうど真ん中あたりになりますが、(5)の地震工学に関する研修生の研修。地震工学研修の関係でございます。これにつきましては発展途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにしながら、効果的な実施に努めるということを明記してございます。7ページ目の一番下から業務運営の効率化に関する事項に入っております。

少しページを飛ばしますが、9ページ目でございます。9ページ目の下半分、31番のところでございます。これにつきましては、運営費交付金の関係ですが、一般管理費に係る削減目標、あるいは下の段落でございますが、業務経費に関する削減目標。今これは赤丸

で数字が入ってございません。これにつきましては、今、関係省庁と調整中でございますが、11月に総務省の政独委からの勧告の方向性の中に、一般管理費それから事業費に係る効率化目標については、これまでと同程度以上の努力を行うという観点から具体的な目標を設定するものとする示されておりました、そういった流れの中で、今、左側、現行計画では一般管理費で申しますと5年間で15%の削減、業務経費で申しますと5年間で5%の削減を今位置づけておりますが、新しくこれからつくろうという中期目標におきましても、おそらくそれと同程度になるのではないかと今見てございます。そういう調整状況でございます。

続きまして、少し飛ばしまして12ページ目をごらんください。12ページ目の一番下の37番目の欄でございます。ここで大型実験施設についての研究開発の内容に応じての外部研究機関の施設の活用ということで、例えば防災科研なんかで震動台の実験施設があるといったものも、あくまでも研究開発の内容に応じてでございますが、そういったものも活用していくということでございます。

それから15ページ目でございます。15ページ目のちょうど真ん中あたりでございますが、今度は総人件費についての削減目標についても書くことになってございます。これにつきましては、18年につくられた今の法律の中で5年間で5%以上を基本とする削減の取り組みをするという明記されておまして、23年度も引き続き着実に実施するというのが政府全体の今、全独法の方針になってございます。すなわち23年度は年間1%のペースということでございますので、23年度も1%削減という全体の方針の中で進めていくと。24年度以降につきましては、政府全体としてどういう数字になるか未定でございますが、こういった取り組みにあわせて進めるということでございます。

最後16ページ目、最後のページでございますが、これは行政刷新会議、政独委からも言われていることでございます。これは中期目標・中期計画はいったん策定するんですが、その後の話としてです。国土交通省所管の6独法ございます、それから関連する研究所、国総研でございますが、業務のあり方の検討につきまして政府全体の見直しの議論を通じて適切に対応するというを明記してございます。以上、新旧対照表でご説明、駆け足でございましたが中期目標については以上でございます。

引き続き中期計画の素案についても続けて説明させていただきたいと思っております。

【事務局】 建築研究所の企画部長です。それでは私から中期計画の素案について簡単にご説明いたしたいと思っております。関係資料は資料4-1、4-2、4-3ですが、先ほど

事務局から説明がありました中期目標の案文と、中期計画の素案とを対比させた横長の資料がございますので、その資料4-2に沿ってご説明いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それではまず資料4-2の1ページ目をごらんください。計画の前文が書いてあります。実は前の中期計画では建築研究所のミッションが何かというものが計画にきちんと書いていなかったというところもありますので、今回、昨年の事業仕分け以来の議論も踏まえて、建研のミッションは何であるのかを前文のところに、文量的には中期目標よりも少なくなっておりますが、書かせていただきました。研究開発、それから地震工学それぞれのねらいを簡潔な文章で書いたのがこの部分でございます。

2ページをごらんください。上に前文の続きがございます。研究所のミッションを踏まえて以下の計画を定めたということが書いてございます。そして一番左の説明番号の10番のところ、国民に対して提供するサービス云々。具体的な業務の中身です。その(1)が研究開発の基本方針ということで、ここは基本的に中期目標を踏まえて書いております。民間ではできない研究開発をやるということが中期目標でうたわれておりますが、説明番号13番のところの中ほどの列を見ていただきますと、それが具体的にどういうものであるのかということで、行政施策や基準に関連する技術的知見の獲得ですとか、民間の技術開発の誘導・促進等々、民間ではできない研究開発とは何かというものをここで書いております。さらにその下に、「その際」ということで、研究の中身として重点的に取り組むものと基盤的に継続して取り組むものの位置づけ、役割を簡潔に記載しております。

3ページをごらんください。説明番号14のところから「①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応」ということで、先ほど説明のありました研究開発の4本柱に対応した内容になります。ただ、ここは具体の中身は別表ということになりますので、また後でご説明いたしたいと思います。

そして今度は4ページをごらんください。説明番号18番(2)。「研究開発を効率的・効果的に進めるための措置」というのがございます。①他の研究機関との連携等で、ここで数値目標が出てまいります。これ以外にも出てまいります。例えば共同研究については各年度40件程度を実施するというような数値目標を、中期計画の段階になってうたっております。そのほか、人材の交流という観点ではこの説明番号19の一番下になりますけれども、毎年度35名程度客員研究員または交流研究員として受け入れるという目標も掲げております。そしてその下「②研究評価の的確な実施」。溝口調整官からも説明があり

ましたが、評価するに当たっての視点をここの部分のちょうど中段の真ん中のあたりで書いております。研究所が実施することの必要性とか、あるいは他の研究機関との重複排除を図るといった観点で評価をするということをここに記載しております。

そして5ページ目をごらんください。説明番号21、③で「競争的資金等外部資金の活用」。ここで最初の1枚紙でも紹介のありました競争的資金獲得のため、「1人1件以上申請」の目標を掲げて取り組んでいること。実際には平成21年より取り組んでおりますが、こういったことも計画の中にきちんと書いております。そしてその下「(3) 技術の指導及び成果の普及」で、「①技術の指導等」というのがございます。技術の指導等の中身として、この本文の3行目ぐらいにそのほかということで、「先導的技術の評価業務」、「国の技術基準の作成に係る技術支援」といった実際既に取り組んでいるものではございますけれども、技術指導の中身について書いております。ただ、そればかりやっていると本来の研究がおろそかになりますので、最後に研究開発の進捗状況等に留意して実施するという書き方にしております。

6ページをごらんください。今度は「成果の普及」にまいります。ここにも研究成果の普及に当たっての数値目標をいろいろ書いてございます。3段落目ぐらいになりますが、査読つき論文を60報以上ですとか、ホームページについて450万アクセス以上といったような目標を掲げております。

そして少し跳びます。7ページをごらんください。7ページの中ほど「(4) 国際連携及び国際貢献」というところで、これもやはり数値目標を掲げております。海外からの研究者20名程度受け入れという目標を掲げております。そして(5)で「地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動」。ここで地震工学に関する研修生も毎年度30名程度の研修を実施するという目標を掲げておりますし、それからその下の「また、」という段落では、研修に関連してデータベースですとか、講義ノートのパブリック公開といったことにも取り組むということをやっております。

8ページをごらんください。8ページは31番のところですが、②として地震工学研修関連の国際活動ということで、UNESCOが行っております「地震防災国際ネットワークプロジェクト」の中核機関としての役割を果たすということをここに記載しております。そしてその次の2.からが業務運営の効率化に関する内容になっております。(1)の効率的な組織運営で、職員をフラットに配置するといった、これは現在も既に取り組んでおりますが、そういったことを記載しております。そして「(2) 業務運営全体の効率化」

ということで、中身は主に9ページ、10ページというあたりに出てまいります。いろいろな指摘を受けている取り組みをやりますという趣旨のことが書いてございます。11ページも、細々としたことと言ってはしかられるかもしれませんが、そういったことを記載しております。

そして13ページにまいります。このあたりから独法通則法あるいは主務省令で書きなさいと言われている項目が出てまいります。3.が「予算、収支計画及び資金計画」。これらはいずれも別表記載ということになりますが、先ほど溝口調整官からも説明がありましたように、まだ関連省庁との調整中ということで数字が確定しておりません。本日は説明を省略いたしたいと思っております。そして「短期借入金の限度額」があります。3億円です。前回の中期計画では4億円でした。大体これは建研の事業費の2カ月分ぐらいを計上するというようになっておりまして、前回平成18年当時に比べると事業予算が減っておりますので、それに見合った分この借入限度額も減らしております。以下、「剰余金の使途」、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項等」というのがまいりまして、「その他…」の部分は次の14ページになります。14ページは「施設の整備に関する計画」。これらについてもおおむね中期目標を受けた内容を記載しております。そして15ページが「人事に関する計画」ということで、中期目標を受ける形でまだ数字は確定しておりませんが、人件費の削減を中期目標と同様に記載いたしております。

以上が中期計画の本文部分で、それでは先ほど後でご説明すると申し上げました研究開発の中身の部分を、資料4-3、A3の1枚紙に沿ってご説明いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。縦長の資料になっておりますが、一番左に色がついた4つの箱がございます。これが中期目標で示された「重点的、集中的な対応をすべき社会的要請の高い課題」といういわば4本柱でございます。それに対応する形で真ん中の列で①から⑩まで番号を振っておりますけれども、「重点的研究開発課題」ということで10本の研究テーマを掲げました。ちなみに現在の第2期中期計画では16本掲げておりますけれども、研究開発の重点化ということも言われておりますし、建研自体「事業規模の縮減」ということも言われておりますので、絞り込んで10本にいたしました。順にご説明していきたいと思っております。この丸数字のついてところが重点的研究開発課題のタイトルで、右側に幾つか書いてあるのがその中身として現在考えているもののごくごく簡単な内容でございます。

①、これは低炭素化の関係でございます。2020年に省エネ基準の義務化といったことを国交省、環境省、経産省がうたっておりますが、そういったことを踏まえまして、ま

ず右側にありますように、省エネ性能評価手法の高度化。住宅だけではなくて、中小の業務ビルの実効的な省エネ性能をどう図るかとか、あるいは一口に住宅といっても、住まい方が多様化している中で省エネ性能はどう測ればいいのかといったことを検討いたします。その下にいきまして、ライフサイクルを通じてCO₂排出量をマイナスにする住宅設計法。省エネ基準が義務化される時は、いわば最低基準になると思いますが、むしろトップランナーとでもいいですか、上を目指す水準として建設から最後の解体まで通じて二酸化炭素を出す量よりも、生み出すエネルギーのほうが多いという住宅の設計法もつくっていきたいと考えております。さらにはアジア地域を視野に入れて、蒸暑地域、蒸し暑い地域を対象にした省エネ設計法、冷房とか断熱に依存しない、むしろ日射を遮るとか、通風を確保するとかいった考え方の省エネ設計法の開発にも取り組んでいきたいと考えております。

そして重点課題の②。これは木材利用の促進でございます。建築における木材利用を促進するために必要な構造、防火、材料等の技術基準の策定に必要な試験法・評価法の開発あるいは技術資料の整備といったことに取り組みたいと考えております。特にターゲットとして想定しているのは例えば3,000平米の5階建てぐらいの事務所建築のようなものですとか、あるいは3階建ての1万平米ぐらいの公共建築の学校とかといったものを念頭に置きながら、中小事業者の方でも使える設計法を開発していきたいと考えております。

そして③。資源循環利用に関する研究開発でございます。これは資源の循環利用関係と節水の2つの中身がございます。最初の建築材料・部材の耐久性、省資源性等々に関しましては、資源の消費量を何か指標としてその性能を評価するようなことが考えられないかということ念頭に置いております。さらにその下の超節水化技術ということで申しますと、今、民間で超節水型便器などの開発はどんどん進んでおりますが、それを実際の下水につながる建築の中、あるいは都市の排水システムの中につなげていくためにはどういうことが必要になるのかといったことを検討し、さらにそれを水資源の乏しい途上国などに展開していくということも視野に置いて研究を進めてまいりたいと考えております。

そして次のイ)、ピンクといいますか、赤の四角が安全・安心というテーマがございます。その中の重点的課題といたしまして、④が地震に対する構造安全性、⑤が火災安全性でございます。④の地震に対する安全性では、一つはやはり長周期地震動対策。これは現在でもかなり進んでおりますが、大規模地震が続けて起きたときに発生する地震の波をどうとらえるか、どう考えるかといった研究ですとか、あるいは長周期の長くゆっくり揺れる揺れに対して、建築物がどう応答するのかという予測技術をさらに高度化させるとかといっ

た研究を進めてまいりたいと考えております。それからその下の構造計算における工学的判断基準の明確化。これは耐震偽装以来、基準が不明確であるといろいろ言われてきている部分について、さらに明確にしていくということに引き続き取り組んでまいりたいと思っております。それからその次の火災安全で今回注目しておりますのは、いわゆる既存不適格の建築物です。特に竪穴区画ですとか排煙設備。基準がよくなるたびに不適格が増えているという問題もございますので、そういった部分についての火災の危険性を類型化して、安全対策を施した場合にその安全性をどう評価すればいいのかという研究を進めてまいりたいと思っております。

そしてウ)にまいります。人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生ということで、今ある住宅・建築・都市をどう生かすかという観点で3つの重点課題を立てました。⑥は建築ストックの活用促進に関する研究開発。これは現在の中期計画でも、例えば炭素繊維シートを使って建物を強化するとか、あるいはポリマーセメントモルタルを使って補修する技術を開発しておりますが、それを現在の制度の中で実際に使っていく上では制度的にどういう課題があるのかというものを明らかにして、実際に使えるような技術に高めていきたいというのが1点目でございます。それからやはり現在の基準法等々に触れる部分にあらうかと思えます。そういう部分の基準整備につながる資料の整備にも取り組んでまいりたいと思っております。

それから7番目。共同住宅等の長期的な維持・向上マネジメント技術。ここで注目いたしましたのは、共同住宅。賃貸、分譲両方あるわけですが、管理者と実際に住んでいる人がもっと上手に役割分担をすれば、より住まいの価値を高めることができるのではないかと。例えば賃貸住宅であっても、居住者が少しお金を出してもう少しよくできるケースも考えられると思えますし、あるいは区分所有のマンションでも、何でもかんでも管理組合の合意がとれないと手が出せないということではやはり不便だろうと。そのあたりを何か少し緩くすることによって、住宅の資産価値が上がるような手法を考えられないかというのがこの7番目のテーマでございます。

そして⑧。高齢者等の安定居住を可能にする云々ですが、これは最近ニュース等でもよく出てまいります、いわゆる買い物難民のような都市の中で生活に困っている高齢者をはじめとする人々に対する都市計画的な対応をどうするかという研究でございます。1つは町の中から消えている店舗ですとか医療施設といった生活サービス機能をどうすれば計画的に維持・再生できるのかという研究。さらにはむしろソフト面で実際そこに住んでいる

人たちの生活をサポートする、あるいは外出を促進するような、そして健康づくりにつなげていくような手法はないだろうか。そんな研究にも取り組みたいと考えております。

そして、4本柱の4本目が国際貢献と情報化への対応でございます。⑨が海外展開に資する技術・制度に関する研究開発とうたっておりまして、新成長戦略でも海外への技術展開ということがうたわれております。それを踏まえて、1つ目は我が国の進んでいるユニバーサルデザイン、バリアフリーとかそういったものがございます。それを海外にいわば国際標準化のような形で持っていけないだろうか。そんな研究にも取り組んでいきたいと考えております。その下は再掲ものが3つ並んでおります。省エネ性能評価指標、あるいは蒸暑地域対応の省エネ住宅設計法、さらには節水化技術といったものも海外を視野に入れて取り組んでいきたいと思っております。

そして最後の重点課題が、「建築技術の高度化・複雑化に対応した建築関連の技術基準への適合確認の効率化に関する研究開発」と大変長いタイトルなのですが、建築技術の高度化、複雑化に伴って、基準に合っているかどうかを確認する作業が大変面倒になっております。さらに2020年で省エネ基準義務化ということになれば、その審査は一体どうするんだという問題も予測されます。そういった中で、一方で建築生産の側ではビルディング・インフォメーション・モデル、BIMと呼んでおりますが、設計情報を3次元の建築モデルの上に落とし込んで管理するという手法がどんどん進みつつあります。これをうまくくっつけて、情報化技術をうまく確認業務などにつなげることによって、技術基準への適合確認の効率化、あるいは合理化といったことができないかといった研究にも取り組んでまいりたいと思います。ちょっと説明が長くなりましたが、こういったことを内容として現在中期計画の素案を検討しているところでございます。以上です。

【委員】 ありがとうございます。今、中期目標の案とそれからそれに基づいた中期計画素案についてご説明がございました。本日の議論の主たる目的は最初でございましたようにこの資料1-2でご説明がありましたように、中期目標の策定に関して意見聴取がメインなわけですが、最終的には中期計画をつくらなくてはいけないので、それと連動で素案と説明をいただきました。議論も目標とそれに対応した中期計画策定についての議論と一緒に、あまり区別しないで議論していただければいいかなと思いますので、あとは中期目標に関係するところはこれ、中期計画に関係するところはこれというように事務局で整理していただいて、後でまた皆さん方に議事録等を通してお示ししたいと思っておりますので、今の資料のご説明をもとに活発なご討議をお願いしたいと思います。どちらでも

結構ですが、目標、計画を通して何かご意見、アドバイス等ございましたらぜひお願いしたいと思います。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 むしろわからないことがあったので、お教えいただきたいのですが、新しい言葉で、追跡評価という言葉が入ってまいりました。これは事前、中間、事後評価ではなくて、追跡評価であるということですね。で、この追跡評価の意味するところが、ただいまの説明ではもう一つはつきりしなかった。私なりに理解すると、例えば評価する指標として従来アウトプット指標を中心に指標を設定していたものをアウトカム指標にして、それをどう実現しているかを評価するのが追跡評価かなと勝手に思い込んでいたのですが、違いかもかもしれませんので、その辺お教えいただきたいのです。

【事務局】 お答えしたいと思います。中期目標に新たに追跡評価という言葉を入れております。この追跡評価をどういうやり方でやっていくかについてはこれからいろいろ知恵を出していかなければいけないんですが、その追跡評価の趣旨、それから目的とするところ、今は事後評価ということ、要は研究が終わったらその翌年にその成果がどうであったかという視点でやっておるわけです。こういった研究開発は社会に最後還元するということを目指してやっているわけですので、建築研究所がやっている研究成果が例えば国の技術基準にどう反映されたかは、ものによっては直ちに反映されるものもあれば、あるいは1年、2年かかった後に技術基準になっていくようなものもあります。国の技術基準等、あるいは行政の施策にどのように反映されているかが一つ大きな視点かなと思っております。もう1つはそういった技術基準に反映された結果、世の中にどのようにそれが使われているかということについても、さらに追跡をしながらやっていこうということでございます。その追跡評価をどういうタイミングでやるかは、なかなかすぐ効果があらわれるものもあればかなり時間がかかるものもあるということで、その辺についてはこれからいろいろ知恵を出していきたいと思っております。

【委員】 ということは研究に当たっての目標を設定して、現段階では研究の目標を達成したところで事後評価をしていたのを、研究成果があらわれたものをどう世の中で利用されているか、あるいはその前面としては国の制度化にどうつながっていったかということまで追って評価するというのを追跡評価というのですか。

【事務局】 そうでございます。

【委員】 とここでは述べているということですね。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【委員】 そのように理解すればいいということですか。わかりました。ただ、おそらく前段の国の制度、枠組みにどう影響を与えたかというのはある程度追跡できるかもしれませんが、その先の評価は相当難しく、目標をどう設定するかによって、その追跡のやり方も違うと思いますので、それは相当議論して決めていかなければいけないなという感じがいたしました。

それからもう1点お聞きしたいのは他機関との適切な役割分担のもとと書いてあるのですが、具体的に他機関との適切な役割分担とはどういう形で進められようとしているのか、もう一つよくわからなかったのですね。他機関というのは国の機関を中心に考えられていらっしゃるんでしょうけれども、国の、例えば土研がこういう調査をやっていると。そうすると土研でやっている研究と、この建研でやっている研究をどういう形で役割分担するかという枠組みがもう一つここでは明示的ではないので、その進め方についても今お考えがあればお教えいただきたい。

【事務局】 私から、まず他機関というものは政府関係のほかの独立行政法人という場合もあれば、あるいは民間の研究機関という場合もあるかと思っています。例えば政府系のほかの独立行政法人の関係で、ちょっと正確ではないかもしれませんが例えば防災科学技術研究所というところがございます。そういったところでやはり耐震に関する、地震動に関する研究とかはしていらっしゃると思います。では建築研究所がやっている研究と何が違うかということに関しては、防災研究所のほうは地震が起きて、揺れたことによって世の中にどういう程度の被害がどのような形で出るかを把握しようということを目的に中心にやっているわけですが、建築研究所の場合はその被害のメカニズムを解明して、それを建築物の基準にどう反映させるかということでやっているわけです。そういったものをお互いの長所を生かしながら連携をして、例えば共同研究をやっていくというのも大事でしょうけれども、その中で混然一体としてやっているというわけではなくて、それぞれの本来持つべき役割が何なのかを明確化していきましょうということでございます。

それから民間との共同研究をやる場合もありますけれども、例えば民間との役割分担で申しますと、民間はそれぞれ自社が持っているような個々の新しい技術とかといったそういったものを幾つかフィールドにしながら、建築研究所のほうではそういったものもデータも解析しながら基準にどう結びつけていくとか、技術基準になったら民間のほうはそ

ういったものに適合するような新しいものをさらに改善していくとか、そういったことで適切な役割分担をしながら進めていくということかなと考えています。

【委員】 それをもう一步進めてお聞きしますと、例えば民間はとりあえず外しておいて、国の関係の研究機関と情報交換のようなものを枠組みとしてつくって重複研究しないようにするという仕組みを考えていらっしゃるのか、それとも研究者個人がその研究機関でこういうことをやっているからこうだという形で重複を避けるようなことを適宜適切にやるという形なのか、その辺はどうですか。

【事務局】 第一義的には、まず研究計画を立案する研究者が、自分の周辺で同じ領域でどういう研究をよそでやっているのかを調べて考えるということがあろうかと思います。それを建築研究所の中、あるいは外部の先生方をお願いする外部評価というプロセスを経る中で、その部分についてもよそとの関係はどうかとか、よそでやっていないかを今後は様式上きちんと書くようにしていますので、それを内部でも評価し、外部でも見ていただいて、おおむね重複はないだろうという判断をして研究に着手することにしております。

【委員】 現在のところは、ここでいろいろ問題になっている重複研究を避けるようにという国の指導に対して、それをある意味でパーマネントに維持できるような仕組みづくりまでやれという話は国のほうから来てはいないのですか。

【事務局】 はい。そのための仕組みづくりは特にはないです。

【委員】 特にはないということですか。わかりました。

【委員】 今のところ、非常に重要なところで、ほかのところと似たようなことがいろいろ行われて、それが調整されているかどうかは必ずしもわからないことが多いですね。例えばここにありますけれども、災害の問題、巨大地震に対するどうのということも文科省がやられたり、内閣府がやられたり、いろいろなところでやられたりして、何となく事前に調整されていけばもうちょっとうまくいくんじゃないかなということもあるんですが、ぜひそういう横をつなぐような連絡機関のようなのを今、ぜひつくられたほうが今の民間等ではできないという研究にはつながっていくのではないかなという気はちょっとするんですけれども。委員と同じような考えでいます。

【委員】 そう思いますね。私は。

【委員】 ほかに何かございますか。時間はたっぷりととってございますのでよろしく願いいたします。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。お願いします。

【委員】 ほんとうに国全体がお金がない中、この計画を拝見していますと、基本的な課題を挙げるにもこれだけの研究開発テーマが出てきますよね。その一方で大幅な人員削減が求められているということで、かなり無理があるような気がします。おまけに1人1件の申請なんていうことになってきますと、その申請にも大変な準備が必要ですから、マンパワーが少ない。この点に対しては、連携を前提としたより具体的な目標をつくる必要があるのではないかと思います。連携もいろいろなタイプがあると思います。

国際化についても似たようなことが言えると思います。ある国の例だと、マネジメントのあり方をがらっと変え、出先に行った人に決定権を持たせ決裁させるということになります。そういう格好で市場を広げ、研究内容も広げていくというわけです。建築研究所は地震関係で非常に長い実績を持っておられ、豊富なご経験がおありだと思いますので、ぜひほかの分野にもこれを応用していかれたらいいと思いますね。

1つ例で私は防火プロジェクトで出かけた時に出くわしたことなんですけれども、大型電力が普及していない地域では携帯電話や太陽電池が威力を発揮しています。だけれども、新品がだめになると、ごみの山になってしまう悩みがある。ある国はそれに対してメンテナンスの方法を考えていた。ところが提供企業はなかなかそれに対して応じてくれないので、だれでも修理できる損傷・故障の範囲であれば自分たちで実施する体制をとっているとのことです。昔よく日本なんかでも自転車とか、家電の製品の修理はよくやったことがあると思うんですけれども。そういう考え方を開発途上国の建築に対して応用してあげる。太陽電池を屋根にくっつけた住宅はかなりの電力がそれで賄えますから、多分日本とは大分構図が違うエネルギー確保の方法についてメンテナンスのシステムを提供することはいいと思います。このような形の連携というのが国際的にも国内的にも必要なんじゃないかと思いました。

【委員】 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

【委員】 今のつながりで1つ。連携が大事だというお話が今ご意見としてあったんですけれども、一方でただ独法と連携する、あるいは民間と連携するというお話がございましたが、他の独法で同じようなことを目標に盛り込むというような流れが今あるんでしょうか。建築研究所だけがこういうことをおっしゃっているということなんでしょうか。

【事務局】 連携につきましては、建築研究所だけでなく、ほかの研究開発独法についても基本的には共通のものとして言われている。要は重複があるのではないかというこ

と、それからより近い分野のものについては連携していきましょうというのが政府全体の方針でございます。

【委員】 ほかに。私ばかり聞いてもしょうがない。目標のところでは最初に、民間等ではできない研究開発に特化し、と書かれているのは意味はわかるんですが、ということは民間との共同研究はやらないよということも暗に言っていることになるんでしょうか。そういうわけでもなくて、共同してやればもっといいことができるよということなのか、このあたりあまり強烈に特化しと書いてしまうと、民間と共同研究、国家とやればうまくいくのになというときにはどう判断してやるのかというそのあたりどうなんでしょうか。

【事務局】 そこにつきましては、我々もいろいろ考えて悩みながらこういった表現を採用したんですが、共同研究なんかをやりませんという意味ではなくて、あくまでも建築研究所は技術基準のところはどう結びつけていこうかということで、先ほど申し上げたような民間が持っているノウハウもいろいろ共同でやりながら、そこで民間に完全に任せればできるというものについては建築研究所がやる必要はないわけであって、そういった基準に結びつけていくという観点から研究というのは民間ではそれは当然できないと考えているということでございます。

それで、夏の分科会でも、こういう基準に反映させるようなものに特化するということについて非常に研究の幅を狭めるのではないかというご意見をいただきました。そういったことで、先ほども重点研究開発課題と基盤研究と申し上げましたが、基盤研究みたいなものは今までもやっていたわけです。それについては実はいろいろな外部からのご指摘を受けていて、いろいろな基礎的、先導的なもの、それは民間でもできるんじゃないのかなり言われたわけです。じゃあ、なぜ建築研究所はこの研究に取り組んでいるのかと立ち戻って考えたときに、それは基礎的な部分ですぐ直ちに基準に結びつくわけではないけれども、将来的には行政施策あるいは技術基準に結びついていくというものを頭に常に置きながら、そういったものを見据えながらそのベースの部分をやっているというわけです。そういった役割を明確化した上で、この中期目標の表現ぶりとしてもそういったことを見据えているということも明確化した上で、本来建築研究所が取り組むべきものについて、枠を狭めるという考え方ではなくて、やっていこうということで、この特化という言葉を使ったということになります。

【事務局】 ちょっとよろしゅうございますか。

【委員】 はい、どうぞ。

【事務局】 補足させていただきますと、建築の活動は基本的に民間が主役でございます。ただ民間にお任せするにしてもいろいろつくり方にルールが必要でしょうということで、建築研究所はアンパイアのためのルールづくりをしていると。ですが、ただルールづくりをするときに、民間のいろいろな技術とか考えを無視してつくるわけにはいかないということで、私理事長としては民間との共同は大いにやるべきだと。しかし、物をつくるという主役は民間であるけれども、つくり方、ルールの部分は十分民間の意見を聞きながら進めようということで、例えば基準整備促進事業というのは住宅局のプロジェクトで非常に成功裏にやっていますけれども、これなんかは民間と建築研究所とが非常うまく役割分担をしながら技術基準等の整備を進めているという事例でございます。

【委員】 多分こう書いちゃうと、この中期計画のこの項目がございますよね。研究開発。これがどう特化されているんだというのが評価とか何かのときに出てくると説明しなければいけないですよ。項目について、これはこういうところで民間がやっている研究とはちょっと違って特化しているんですよというところが出てくるので、そのあたりの説明をうまくやられるといいかなという気がしますね。項目を見ると国とかそういうところでやらなければいけないようなこともあるけれども、必ずしも民間がやってもできるんじゃないかなというところもあります。今、理事長が言われたアンパイアのようなこともやるんだということであれば、また話はちょっと違って来るわけですけども。そのあたりは……。

【事務局】 このアンパイアというのはルールづくりということです。

【委員】 ルールづくりですね。そういうところをうまく表現にどこか盛られたほうがいいのかないという感じもちょっと個人的にはしています。ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

【委員】 少子高齢化という言葉はここ数年間というか、もっとですね。10年以上前からこの言葉が出ているし、人口減少という言葉もずっと出てきていると思うんです。何となくその言葉でずっと来ているんだけど、人口減少、少子高齢化ってここ数年の人口減少、少子高齢化と、十数年前に言われていたときとは内容がもう相当変わってきているという感じがする。昔は地方の限界集落という言葉があったけれども、今日は都市の買い物難民なんていう言葉が使われています。買い物難民なんていう言葉は十数年前にはなかったわけです。そういう意味では人口減少とか少子高齢化の中身が質的に変化しているということをもう少し見た上で、都市のつくり方とかそういうことを考えることも必要と

という感じがするんですね。

僕は具体的なデータはもうちょっと忘れちゃいましたけれども、中核都市って今30万人ぐらいって言っているんですかね。そうすると駅から半径何キロ位の所に5、60%ぐらいの人口がいて、もうちょっと離れると70%ぐらいで、あとはもうほんとうにばらばらになるとか、おそらく人の住み方もどんどん変わってきているんじゃないかなと思うんです。そういうところからほんとうの少子高齢化時代の都市のつくり方とか、交通のあり方とかというのを考えていったほうが僕はいいのではないのかなと。何か1つの言葉を、ずっと同じように使っていて、何かそれで何となくイメージしているけれども、その中身はかなり質的に変わってきているんじゃないか。そこら辺もやっぱりもう少し僕は調べて今後の都市のあり方とか、交通のあり方も考えたらいんじゃないかなと。75歳以上はあまり運転しないようなる、そうなってきて、買い物難民が出てくるなんて言ったときに、じゃあ都市交通のシステムをどうしたらいいかなという話もあるわけですね。すると電気バスで、ステップも低くすれば、乗り降りも簡単だし、すぐ止まるしとか、いろいろな例が国内や外国で出されているみたいですから、もうちょっと中身を考えていただきたいなということ。

それからここにはこれからの5年間って、23年から27年って書いてありますけれども、ここも23年から27年って結構大きな変化のときなんじゃないかなと。つまり、もう大体来年で団塊の世代はほぼリタイアすると言われているわけですよ。今まで日本の経済ってまさに団塊の世代がどう動くかということで、マーケティングから家の問題にしても何にしても構造的変化をしてきたわけです。この団塊世代が全部リタイアしたときの時代とか、ライフスタイルとか、町のつくり方とかというのはどうなるのかということも考えると、僕は今度の中期計画はかなり意味のあるものにするのを考えておく必要があるなと思いますね。

それからもう1点。今、国際連携ってありますけれども、建築研究所ですから、研究の連携ということになるのかもしれませんが、今、盛んに新しい政府の方針で言われているのは、インフラ輸出です。3、4年前までは国内産業は外へ出られないというところに限界があって、何となく国内産業の人たちは展望を見い出せなかったわけです。ところが最近見ていると、ガス事業も外へ行く、電力も出ていく、鉄道も出ていく。まさに都市設計というんですか。つまり新興国はもう今やちょうど我々で言えば昭和30年代後半か40年代ぐらいの都市をどう住みよくつくるかという時代に来ているんだと思うんですよね。

そういう意味でいうと日本はまさにあのころに一生懸命考えてやったんだろうけれども、今になってみるともうちょっと道路を広くしておけばよかったとか、いろいろな総括するところがあるわけです。そういうノウハウはやはり経験した我々が持っているわけで、そういうことを民間とも協力して都市設計だとか、新しい都市づくりをするんだったら日本に一括してインフラを頼んだほうが絶対にお得ですよということで、建築研とか土木の研究所なんかは中心的存在になってもいいんじゃないかなという感じがするわけです。だから国際連携は単に研究者を交流させるとかそういうことだけじゃなくて、もうちょっと資金を稼ぐとか、そういう点でも少し頑張られたらどうかなという感じがいたしました。

それからもう1点言うと、ここに木材の利用促進と書いてあるんですけども、僕はよくわかりませんが、今、スギ花粉や何かでスギが大変なわけですね。高くてなかなか使えないということを言っているけれども、これは農業でいうと、米をみんな食わなくなったと言って最近ご飯からパンをつくるって、GOPANというのが三洋電機から売り出されたら、とにかくもうすごい人気で今注文をストップしているっていうわけでしょう。何か物の考え方によってスギなんかをもっとうまく利用できる手法というんですか、あるいはものすごく価値があるんだよとちょっとプレゼンを変えると、わっと飛びついてくるという視点もちょっと持てないものなのかなという感じがします。スギが材木で利用されて、そして花粉がなくなればこんないいことないわけで、そういう視点から少しスギ材の利用とかといったことを考えたらどうなのかなという感じがいたします。

それからさっきの国際連携でいいますと、やっぱり世界の人たちというか、外国の人たちと話していると、日本のソフトというんですか、ライフスタイルというんですか、そういうものに対してめちゃくちゃ感心するわけです。これは、我々は当たり前だと思っているからそんなのは価値だと思わないんだけど、例えば電車や新幹線が2、3分置きに時間どおり来るなんていうことは海外じゃアンビリーバブルだと言うわけですね。それからなくしたものを警察へ届けるなんていうのは、一緒に歩いていた外国人が、これ警察に届けるんだと言ったら、えっとびっくりする。我々も物を失くすと警察に一応聞きに行ったりするわけですね。そういうソフトのノウハウというんですか、そういうのも僕はすごいものがいっぱい昔からあったんじゃないのかなと。そして忘れ去られたものもいっぱいあるんじゃないかなと。

どうも日本はどんどん孤立化しているように見えるけれども、何か人件費のコストが高いからとか、土地のコストが高いからということで海外へどんどん逃げちゃうけれども、

実はここに住むことによって、もっといろいろなノウハウだとか、感性だとかが養われるとかというプラス面もすごくあるんじゃないのか。この間、サウジアラビアの大使と話していたら、めちゃくちゃ日本語がうまいんですよ。何であなたはこんなに日本語がうまいんだと言ったら、実は自分は学者なんだと。学者で何で大使をやっているんだと言ったら、いや、私は外交官じゃないと。だけれども、王様に言われて日本の教育システムだとか、住民の物の考え方だとか、いろいろなものを調べてこいと言われたと。というのは、サウジアラビアはこれから若い人がどんどん増えてくると。それから石油がなくなって、食えなくなるかもしれないと。そういったときに中長期的に考えて、どんなライフスタイル、どんな省エネ、あるいはどんな教育システム、あるいはどんな人としての対し方がいいのかということ的全部調べてこいと言われたと言っていました。そういうことを言われている大使って結構いるらしいんですよ。我々は全部日本では当たり前だと思っている良い習慣、マナー、安全・安心の都市づくりなど、僕は実はそれはとんでもない価値なんじゃないかなと最近よく思うんです。だからそういうことをもうちょっと国際的に何かアピールし、そういう宣伝発想を取り入れることはすごく大事なことなんじゃないかなと思います。

【委員】 ありがとうございます。次期中期計画は今言われたようにがらっと国が変わる可能性がありますので、そういう目でこういうのが見られているかどうかというのでもかなり今、委員が言われたように見たほうがいいんじゃないのということですけども、今の流れでずっと来て、また5年、5年、5年でこう行っちゃうと、世の中の変化についていけなくなるということだと思えるんですけども。その観点でもちょっと見ていただければと思います。ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ、お願いします。

【委員】 「民間等ではできない研究開発」というところにこだわって考えております。背景はよくわかります。個別技術に限っていうと、大変わかりやすい話だと思うんですけども、例えば現在の縮小経済の中で、民間でも各社のリソースがなくて研究ができない状況に即して考えると、やはり建築研究所のようなところが果たすべき機能はあるのではないかと強く感じております。私ども大学ですので、個々の研究者がそれなりに努力をしているところですけども、もう少し連携ができれば、はるかにやりやすいことがあるだろうという気がいたしております。

そういう意味からしますと、資料2の2枚目の中期計画の真ん中の上のほうに書いてあることですけども、産学官連携のコアとしてということが極めて大事な意味を持ってい

るのではないかと考えるわけです。1つの拠点ではなくとも、何かハブのような役割を果たしてほしいという気持ちができてきております。例えば同じ研究開発課題でも役割があるのではないかと。例えば方向づけをする役割とか、同じテーマのある部分をやる役割であるとか。いろいろな役割をいろいろな機関、あるいは立場が連携してやるということは、極めて重要なことではないかと思えます。取り組みが重複するのが当たり前ではないかという気すらいたしております。そういう意味からしますと、先ほど、これは先生がお聞きになったときだったのでしょうか、研究計画のようなものは個々の研究者が構想し、その連携を考えるのか、あるいはもう少し大きな枠組みで考える場所があるのかが極めて重要に思われた次第です。やはりこういうことについては個々の研究者のネットワークだけではなくて、もう少し大きな方向づけがないと、そのコアでありハブでありという機能は考えにくいのではないかという気ができております。

今回の中期目標・中期計画の具体的な内容に対する注文ということではなくお聞きいただきたいと思うのですが、民間等ではできない研究という中には、例えば政策課題やら社会制度設計にかかわる方向づけに関する研究課題は多いんじゃないかと思うのです。私どもは建築生産とか、社会システムということで研究している分野の者ですけれども、非常に技術革新のポテンシャルが低くなっているということに対して、ものすごく危機感を抱いています。しかし、ここの政策づけがこの国はできていない。例えば韓国に比べて若手の育成ができていないと感じます。例えばイギリスのようなことが、私はイーガン、レイサム・レポートのようなこと、つまりバリュー・フォー・マネーのためにどのように産業のポテンシャルを上げていくかという政策のことを念頭に置いているんですけれども、議論されていない。そういう課題はやはり基盤的研究開発の範疇に属することだと思いますけれども、極めて緊急を要する重点的な課題ではないかと。こういう課題がどこかに位置づくようなことになればよいとと考えているわけです。直接この課題に関する注文とかということではないのですが、そのようなことを強く感じました。

【委員】 ありがとうございます。ご自由なご発言を期待しておりますのでほかに。どうぞ、お願いします。

【委員】 建築等には全く素人なんですけれども、このごろテレビを見ていてこれは建築研究所の方々が屋根の構造とか、その他屋根の暖房とかで防げるような研究はないんだろうかと感じたんですね。ここで、ウ) のところで、8のところに結局、高齢者等の安全居住を可能にするということで、また地域における生活サービス機能の維持・再生を図る

計画技術の開発とか。高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくりを可能にする計画技術の開発とあるんですけども、今年はラニーニャの現象で大雪なんですね。大雪の中で数日前ですけども、私がびっくりしたのはもう屋根から雪かきで亡くなった人が60人を超えているそうです。で、ほとんどが65歳を超えた方。高齢者の方が大雪の中で、雪かきの中で亡くなられて、非常に痛ましいことだと思うんですね。これは大雪のところで屋根の角度とか、あるいは私の親なんかも札幌におりまして、玄関から道路までの暖房とか、屋根の何カ所かに暖房をつけまして。そんなに高くないんですよ。大雪のときだけ電気を入れるんですけども、そのようにすると自然に落ちるんですね。滑って。そういうようなことで屋根の角度とか、それから安価に雪が落ちるような電気配線工事をするとか、工夫すると、あまり負担がかからない。そういうような屋根の角度とか、それから融雪に対する暖房ですか。そういう計画への言及はないのだろうかということ。非常に、交通事故よりも、2、3カ月で60人も亡くなるっていうのは大変なことではないかと思うんですね。これがやはり高齢者が安心して暮らせるというそれにつながるんじゃないだろうか。私は非常にそここのところを感じまして、ウ)のところの8に関連して、そういう生活サービスの機能の維持・再生ということで、そういう豪雪地帯の役所とか何とかで新しく家を建てるならこういう構造にしておいたほうがいいですよとか、あるいは既存の家を建てかえるわけにいかなければ、こういう雪を解かす設備をつけたらいかがですかとかということをやれば、雪で亡くなるというようなことがないんじゃないでしょうか。これからもまだこのままでは亡くなる方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。小さなことですけども、その辺、高齢者の安全居住を可能にするというところで少しお考えいただければということです。

【委員】 ありがとうございます。こういうのがぱっと建研から瞬時に出てくると建研の名前はどんどん上がりますね。今、安心・安全のところに入るのか、高齢者のところに入るのかわかりませんが、そういう大雪の安全性とか、あるいは風もあるんだと思うんですね。台風だとか、津波とかという。特に高齢者に対してそういう突発災害に対する安全対策がキーワードに出てくると、計画としてはいいかなと。おもしろいという言い方はおかしいんですが。

【委員】 今に関連してちょっとよろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 やっぱいろいろな計画がこれに書かれておりますけれども、ほんとうに人

員が少ない中でどう連携してやるかの問題になると思うんですが、フィールドワークフィールドワークの状況が情報としていろいろ計画に出てくるとよい。秋田に行ったときにはそんな話がありまして、雪がうまく落とせるとか、屋根に乗っている雪をどう処理したらいいのかという地元の方々の体験を受け、建築研究所とそれに関連する電力系と連携して、軒のところに電気を入れたものが設計図の中に採りこまれ、そのメンテ機能をチェックするという話です。このような研究開発が増えてもよいと思います。

それから今私が個人的に思っているのは、少子化の中で減築を進め、品質のいい建物を残すという仕組みはどうするのかという中で、都市や土木部門と連携して町並みを評価する資格を持ち執行権限もある人が育っていく必要があると思います。この人に言われたらやっぱり考えてみようじゃないかと皆が同意する。しかし、独善的にやるわけではなくて、住民と一緒に解決していく制度を、建築研究所が中心となっているいろいろな品質や景観の問題を地域に広げていくという形の社会制度を確立する。建築技術の一部としての形態や色彩の評価は特に大切だと思います。

【委員】 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 今の先生のお話につながると思うんですけども、おそらく基盤的研究開発という意味合いをどうとらえるかなんですよね。先ほど民間ではできないというところと、おそらく基盤的研究開発はどうつながっているのかという議論がありまして、民間はそんなに長期間かけて研究できないから基盤的研究開発とかは国の機関がという単純なストーリーではないと思うんですよね。私は今起きているさまざまな社会現象にアクセスするアクセス方法は実は多様であって、民間サイドからアクセスする方法と、こういう国の機関がアクセスする方法はそれぞれやり方が違って、多方向でそれを探る、その必要性が今こそ必要であると考えます。その必要性が高いと思っております、一直線にこういう方向に目指して社会が発展する時代であれば、それは皆さん同じ向きに向かってやっていたらいいわけです。民間と国の機関が共同研究してその成果をどんどん高めていけばいいという時代ではどうもなくなってきて、行く先がもう一つ明確に見えない。そういう時代はいろいろな探り方をしないと次の時代への研究が進まないという時代に入ってきていると思います。

ここで挙がっている、例えば人口減少、高齢化に対応した住宅・建築ストックの維持・再生。具体的なテーマはあまり書いてはいないんですが、おそらくこのエリア、あるいはグリーンイノベーションもそういう傾向があると思うんですが、これは民間もそれからこ

ういう国の機関も一緒の方向性だけは目指して、いろいろなアプローチをして結果的にこういう方法はよかったねという研究ではないかと思しますので、そういう基盤的研究開発が持っているそもそもの性格づけが必要です。それをしっかりした上でこれは重点研究開発が75%だということは基盤的研究開発は25%お金を使うと考えていいんでしょうか。25%はそういう方向であって、これはもう民間にはできないということではなくて、世の中挙げてアクセスしなければいけない課題があって、民間も国も一緒にやるんだと考えた方がよい。

例えば具体的な事例を申し上げますと、今たしか千葉大の医学部の先生方が三井不動産と一緒にあって、柏の葉で健康のまちづくりというのをやっていて、何か三井不動産の内部事情を聞くと、社長が何とかやれと言っているからもっているけれども、なかなか民間ではここまでやってきたけれども、これ以上できないという意見もある。これは議事録をどうとるかはちょっと考えていただきたいんですが、そういう状況にある研究があるという話を聞いておまして、そういう健康、特に高齢者の健康とまちづくりはどういう関係にあるのかという研究は非常に漠とした研究ですけれども、いろいろなアクセスの仕方があって、それがただ将来のまちづくりと健康というのはどうつながっているかというかなり重要なテーマにつながっていると思しますので、そういう研究テーマを考えると、それはまさに基盤的研究開発で、民間でもそういうことをやりたいと考えている。公共、こういう国の機関でもやりたいという研究テーマが幾つか具体的にあらわれてきていると思しますので、それを基盤的研究開発でやるんだという意思表示をされてもいいのかなと思っています。ちょっと余計なことを言っているかもしれませんが。

【委員】 いえ。重要なご指摘だと思います。ほかに何かございますでしょうか。

【委員】 私からも1つ。

【委員】 どうぞ。お願いします。

【委員】 皆さんのいろいろなご意見をお聞きしていて、特に私も先ほどのご説明との関係で気になったのが、人口減少、高齢化。先ほど寫先生から、意味が10年前の意味とは違うんじゃないと言われて、私もそのとおりじゃないかなと思うんですけど、そのところで建築研究所で先ほどお話になられていた共同住宅などについての都市再生の建築のストックですね。そのストックのところで管理者と居住者などが役割分担を考慮して新しい管理を、手法を研究の課題にするということをお話しになられておまして、ついつい法律的に考えてしまうとなかなかどういう形を出すのかは費用とか負担とかの問題とか

というと、すぐそっこのほうに頭が引きずられて、なかなか私なんかもどうやってやるのかなと先ほど思ったんですけれども。でもぜひこういうことをやっていただいて、それがお互いに建築を長く維持させることによって私たちの高齢化の問題にも対応して、それでなおかつそれがお互いに合理的で住みやすくなるということであれば、それは大変すばらしい研究だと思うので、ぜひそういうことをやっていただきたいなと先ほどちょっとお話聞きながら思いました。

【委員】 ありがとうございます。ほかにまだございましたらお願いします。

【委員】 済みません。1つよろしいでしょうか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 本日でなくて次回でも結構なんですけれども、重点開発課題を10に絞ったとお聞きしましたけれども、前の16との関係をご説明いただけますともう少し理解が進むかと思うんですがいかがでしょうか。

【委員】 課題そのものは今。前回のものとかないんですが。ありましたっけ。前回の課題と。

【事務局】 番号を振っていない100を超える厚さの関係法令計画等の中に、現在の中期計画が載っておりまして、その106ページに前回の課題を記載しております。

【委員】 106ページに第2期中期計画というものが載ってまして、重点的研究開発課題等を含めて4ページぐらいにわたって載っていますが。これから極端に外れている感じはしないですけれども、これを見ていただいて今の中期計画と比較していただくと非常にわかりやすいと思いますが。当然今まで、前回の中期計画とは全く違ったものが出てくるということは考えられないので、それから多少以前の評価を受けながらバージョンアップしたものとか、さらに事業仕分け等で指摘されたようなことを取り組んだ形での次年度というか、第3期の中期計画ができているんだと思いますが。ちょっと簡単に5分ぐらいで。

【事務局】 作業的には対応関係を整理した資料もございますので、次回、中期計画の議論のときにはそれもご説明したいと思います。

【委員】 じゃあそうしていただければわかると思います。キーワードを見ていただければそれほど極端に変わっているとは思えないと思います。じゃあ、次回にそれは資料としてお出ししていただいて、簡単にご説明いただくことにさせていただきたいと思います。連続性も必要ですし、発展性も必要ですからそのあたりを見ていただくということで。も

しあれでしたら、ちょっとこれを見ていただいて、ご意見をいただければと思います。ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。お願いします。

【委員】 よく県とか、自治体とか、それからゼネコンだとか、そういう建築関係のところから小冊子とか広報パンフレットみたいなのが送られてくるわけですね。ああいうのを見ると結構この地域ではこんなおもしろいことをやっているとか、そういう事例をよく目にするところがあるわけです。最近よく目につくのは富山のライトレールだとか、そういった類いの話がそれぞれどうやって住みやすい町をつくるかという事例紹介みたいなことがいっぱいあるわけですね。今、やっぱり国の予算がなくて、地域だって予算も足りない、そしていかに地域を活性化するかと、地域おこしだとか、住みやすい町のいわば都市間競争みたいなものがものすごく激しく行われているなという感じがするわけです。静岡県のあるところは病院を中心として、ここに住めばお産もそれから病気のときも救急車が来ないなんていうことはありませんよとか、そういうことを売り物にすることによって関心のある家族はそこへ移り住んでいくとか、そうすることによってまた医療関係の人たちもそこに会社を、出張所をつくるか、支社をつくるか、そういうようなことがあるし、今、医療観光なんていうことも言われているわけです。建築研究所というのはある意味でいうとこれからのライフスタイルだとか、建築のあり方とか、都市のつくり方とか、そういうことを広く知らしめるということも大きな役割だろうと思うんですけども、何かそういうものの評価を、僕はただ読んでいておもしろいなと思うけれども、評価がよくわからないわけです。多分おそらく研究所にもそういう話というのはいっぱい来ているんだろうと思うんだけど、おもしろい事例とか、あるいは意味のあるものはピックアップして世間に広く広報していくとか、何かそういうこともあっていいんじゃないかなという気はするんです。広報のうまいところの話というのはほとんど何度も同じような雑誌に出てくるんだけど、そうじゃないものも多分たくさんあるんだろうなと。だからそういう意味でいうと、民間とか地域に埋もれた知恵が、僕は相当あるんじゃないかなという気がするので、できたらそういうものも拾い集めると言うとおかしいですけども、何か時々年に何回かアピールしてもらおうということもあっていいんじゃないかなという気がします。あるいはそういうことに対して建築研究所のコメントをつけると、もうちょっと客観的にまちづくりというのが見られるとか、そういうこともあっていいんじゃないかなという気がするんですね。

【委員】 ありがとうございます。たくさんご意見いただきましたけれども、ほかに

まだございますでしょうか。よろしいでしょうか。また何かございましたら次回にでもあれですけれども。一応本日いただいたご意見は中期目標に反映すべきことと、中期計画に反映したほうが良いということと、事務局で分けていただいて、それらを適当に反映した形で中期計画、目標をつくっていただくことになるとと思いますが、その扱いについて最終的には委員の先生方にお返ししますけれども、それをまとめるプロセスのところは分科会長である私にお任せいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 では、最終版は委員の先生にお見せするということになると思います。それでいいですね。どうもありがとうございました。そうさせていただきたいと思います。長時間どうもありがとうございました。

次もう1つ議題がございますが、役員給与規程の一部改正についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 建研の総務部長でございます。資料5によりまして、建築研究所役員給与規程の一部改正についてご説明いたします。改正理由でございますが、私ども建築研究所の役職員の給与につきましては、国家公務員と同様の取り扱いとなっております。今回の改正では昨年人事院勧告を受けて改正されました国家公務員の給与改正に合わせまして、同様の改正を行ったものでございます。

改正内容でございますが、本給及び非常勤役員手当関係では理事長、理事、監事の本給をそれぞれ引き下げたものでございます。金額にして2,000円、率にして0.2%になってございます。あわせまして非常勤役員手当を、常勤役員本給の減額率の0.2%によりまして引き下げたものでございます。

次に期末手当と業績手当関係でございますが、期末手当につきましては年間の支給月数を1.50月から1.40月に引き下げました。業績手当につきましては、評価委員会の業務実績年度評価における総合評定の区分が4段階から5段階評価に改正されましたことに準拠いたしまして、理事長の業績手当における評価結果の区分を下記のとおり改正いたしました。あわせまして、業績率をそれぞれ100分の5ずつ引き下げさせていただいております。理事、監事も同様に引き下げてございます。

最後に附則でございますが、こちらは平成22年4月から改正されました規程が施行されるまでの間、具体には11月までの給与と民間企業との較差相当分を12月の期末手当で減額調整したものでございます。こちらも国と同様の措置となっております。簡単です

が以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。この規程についてご質問等ございましたら。よろしいですか。これは改正されたということの。議題にはなっていますが、ご報告ということでご理解いただきたいですが、よろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。それではこれにつきましては意見なしということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

以上で議題がすべて終わりましたけれども、その他について事務局から何かございましたらお願いします。

【事務局】 事務局から特にございません。

【委員】 そうですか。

【事務局】 ちょっと、分科会長、よろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。

【事務局】 事務局からではないんですが、先ほどの中期計画・目標についていろいろご意見をいただきましてありがとうございました。私もお聞きをしております、社会のいろいろな変化が出てきているもの、あるいはこれから出てくるもの、あるいは既に出ているんだけど、我々があまり意識が十分できていないもの、いろいろあるんじゃないかというご指摘があったりとか、あるいは民間と峻別するのはいいけれども、やっぱり協力といいますか連携していく意識は大事ではないかと。これは我々は気持ちは全く先生方がおっしゃったことと違わないんですけれども、あえて重複ということを非常に意識をして書いているということなので、全然やろうとしていることは違わないんですが、私も改めて先生方のご意見を聞いてこの目標の文章と計画の文章をもう1回私も聞きながら読んでいたんですけれども、その辺の事柄がもうちょっと今後25%のお金を使って行う基盤的研究開発をやるときにそういう意識がはっきり出たほうがいいんじゃないかとおっしゃっていただいているのかなと思いましたので、どういう表現ぶりができるかについては私どもも事務局も頭を使いますし、また分科会長ともご相談しながら計画で書くのか、あるいは目標で書くのかというのはあると思いますけれども、その辺を工夫をして民間と一緒にやっていく部分、あるいはコアになるとか、ハブになるという言葉もいただきましたが、その辺をどうしていくのかをちょっと表現ぶりを検討させていただきたいと思います。もちろんほかにもたくさんご意見いただきましたので、その辺も検討いたしますけれども、特にその点を思いましたのでよろしくお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。委員の先生で何か。この際言っておかなくちゃということはよろしいでしょうか。

はい。それでは、どうもありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しいたします。

【委員】 長時間のご議論を大変ありがとうございました。事務局から連絡事項が4点ございます。まず1点目でございますけれども、中期目標案に関するいただいたご意見につきましては、先ほど分科会長からご提案がありましたとおり、本日いただいたご意見を事務局で整理して分科会長に確認していただく方向で進めさせていただきたいと思います。結果につきましては、決定次第委員の皆様にご連絡するとともに、次回の分科会でもその辺の報告はさせていただきたいと思います。

それから2点目でございますけれども、中期計画につきましては、次回の分科会3月8日の火曜日14時30分から16時30分までの2時間でございますが、こちらの建物の今度は9階の会議室を予定しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

3点目でございますけれども、本日の議事録につきましては事務局で案を作成して各委員に確認していただいた後、国交省のホームページ上で公表したいと思います。

最後、4点目でございますが、配付資料につきましては郵送いたしますので机の上に置いたままでお帰りいただければと思います。以上でございます。

それでは、これで国土交通省独立行政法人評価委員会建築研究所分科会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —